

平成 25 年 6 月 21 日（金曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成25年6月21日（金曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	遠藤	健治君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹兼 財政課長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦清隆君
農業委員会部局
事務局長 高橋一清君

事務局職員出席者

事務局長 阿部敏克
主幹兼総務係長 三浦勝美
兼議事調査係長

議事日程 第4号

平成25年6月21日（金曜日）

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第62号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）
 - 第 4 議案第63号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 5 発議第 5号 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書の提出について
 - 第 6 陳情 6の2 南三陸町の災害復興公営住宅におけるコミュニティ再生に配慮した管理体制への陳情書
 - 第 7 閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会4日目でございます。本日もよろしく願いたします。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において8番菅原辰雄君、9番小山幸七君を指名いたします。よろしく願いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、議員提出議案1件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第62号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第62号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案62号平成25年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業の第5次分として決定いただいた志津川中央地区整備に係る津波復興拠点整備事業及び志津川市街地の道路整備に係る都市再生区

画整理事業について所要額を計上したほか、町独自支援の拡充策として実施する被災者住宅再建支援事業につきましてもあわせて追加の措置を講じたところであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、補正予算の細部説明を行わせていただきます。

予算書の2ページ目をまずもってお開きいただきます。

今回歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65億3,800万円ほど追加しまして、予算の総額を730億2,900万円ほどにするものでございます。

前年同期の6月補正予算と比較いたしますと88.8%の増、額にして343億円ほどの増額となっております。内容は震災復興に係る事業費の増高によりまして変動いたしますので、一概に増減について議論できませんけれども、現計予算としては前年度と比較して88.8%の増となっております。

予算の内容になりますと、この730億円のうちいわゆる通常分が約9%ということで66億円、残りになりますけれども664億円につきましてが震災対応分という予算内容でございます。

続いて、6ページ目をお開きいただきます。

第2表の債務負担行為補正でございます。

まず、応急仮設住宅敷地借り上げ料として、25年度から27年度まで限度額9,460万円を設定させていただきました。大震災により被災した住宅として応急仮設住宅を設置してございますけれども、民間から借用している用地につきましては、当初の期間2年間が無償という形でございましたけれども、これが満了いたします。したがって、引き続き当該用地を仮設住宅用地として今度は賃貸借契約をもとに債務負担行為を設定する内容でございます。契約期間が平成25年度から平成27年度まででございますけれども、契約団地につきましては、全部で36団地、志津川が17、戸倉が3、入谷が5、歌津が11、合計で36団地でございます。全体の契約面積が13万2,000平米ということでございますので、約4,000坪になります。債権者が対象人員として60名予定してございます。

限度額の設定根拠でございますけれども、全体で1億1,500万円ほど見込んでございまして、そのうち25年度に予算計上してございますので、26年度、27年度分として限度額を9,460万円と設定いたしました。

単価でございますけれども、設定単価といたしましては、町営住宅の借地料、現在坪130円、月でございます。平米換算で40円でございますけれども、この単価を基準といたしまして推計をいたしまして見込み計上させていただいております。

続いて、漁港災害復旧工事でございます。期間につきましては同じく25年度から27年度までということで、限度額を10億円と設定させていただきました。今回対象となる漁港については、10漁港でございます。後ほど歳出予算でご説明申し上げます。全体の事業費を19億円と見込んでございまして、本年度分として9億円、今回予算計上いたしておりますので、残りの10億円についてを債務負担として設定させていただきました。

では、続いて事項別明細の説明に移りたいと思います。

10ページ目をお開きください。

歳入でございます。

9款地方交付税1項地方交付税でございます。今回11億8,840万円追加補正しております。内容が震災復興特別交付税でございますけれども、町長説明で申し上げましたとおり、今回復興事業として大きく津波復興拠点整備の志津川中央地区、それと志津川の浸水被害地の都市再生区画整理事業の大きな2つの事業を計上している関係上、その補助裏の財源として主にこの金額を計上させていただきました。

13款の国庫支出金1項国庫負担金の災害復旧費国庫負担金でございます。農林水産業施設災害復旧費負担金として先ほど債務負担行為の設定で申し上げました漁港の災害復旧工事の追加補正分として、この部分の補助率100%で10漁港の整備の財源として計上しております。

次に、14款の県支出金の県補助金、民生費補助金に社会福祉補助金として1,352万2,000円、説明欄に地域支え合い体制づくり助成事業補助金とございます。この財源を利用いたしまして、歳出では民生費に計上しておりますけれども、統合型の被災者支援システムの整備を行う考えでございます。このシステムにつきましては、震災後、罹災証明書の発行とか仮設住宅の入退去につきます管理について電算で一応処理してございましたけれども、このシステムについては当初西宮の職員がこちらに支援してきていただいた際に、西宮市が持ってきていただいたシステムでございまして、やはり現行の東日本大震災全般に対する業務に対応し切れていないということもありましたので、今般100%の補助があるということがありまして、このシステムを導入する考えでございます。

続いて、農林水産業費の県補助金でございます。森林整備加速化・林業再生事業補助金として1,150万円計上しております。この充当先でございますけれども、森林病虫害の防除事業

の委託、この事業へ追加補助するものでございます。今回、在郷のリアスの森の病害虫整備を予定してございます。松くい虫ということで伐倒駆除を220本、樹幹注入を725本予定してございます。

続いて、商工費の県補助金でございます。額的には281万2,000円の計上でございますけれども、説明欄ごらんのとおり震災等緊急雇用対応事業補助金、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業補助金、同額を組み替えでございます。当初、この生涯現役の関係につきましては、3年間で人材育成してその後の委託先の業者が正規雇用するといった環境づくりをメインとする事業でございましたけれども、実態として実現困難なことも想定できるということから県と協議いたしまして震災等の緊急雇用のほうで単年度の事業へ組み替えをするという形に切りかえさせていただきました。したがって、財源的には同額を入れかえさせていただきます。でございます。

次に、教育費の委託金でございます。放課後子ども教室推進事業委託金でございますけれども、これは戸倉小学校区の放課後子ども教室、24年度まではユニセフが運営してございましたけれども、本年度は直営で行うということで志津川小学校区内に開設する予定でございます。補助率は100%でございます。

17款の繰入金、震災復興基金繰入金5,350万円と最下段の地域復興基金7億2,205万円でございますけれども、これについては特別委員会でご説明申し上げた機会がございましたけれども、今回被災者の住宅再建支援の第2次分の予算補正を後ほどご説明申し上げます。その財源として今回繰り入れしてございます。真ん中の復興交付金基金の繰入金につきましては、先ほど申し上げました大きな津波復興拠点整備と都市再生区画整理事業の財源として今回36億円ほど繰り入れてございます。特に、復興交付金基金につきましては、今回繰り入れた基金の残高として261億円ほどまだ基金に残ってございます。

12ページをお開きいただきます。

雑入の教育費雑入で宮城県緑化推進委員会負担金100万円計上してございます。これは、文化財保護の保存の修復業務委託料の財源ということで、今回入谷地区の御休場の一本松の樹勢回復業務の財源として当委員会から負担金として頂戴いたしてございます。

以上が歳入でございます。

続いて、13ページ、歳出に入ります。

2款の総務費につきましては、今回経常的な経費の追加補正ということでございます。

14ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費は被災者支援費、9目でございます。先ほど歳入でご説明申し上げました地域支え合い体制づくり事業委託料として1,352万2,000円、100%の補助金として計上してございます。

5款の農林水産業費の林業費、林業振興費の委託料、森林病虫害防除事業委託料につきましても、先ほどご説明申し上げましたとおりリアスの森の基本的な樹幹注入等を予定してございます。5款の農林水産業費の水産業総務費の繰出金でございます。漁業集落排水事業特別会計への繰出金、後ほど漁集排の特会のご審議も賜りますけれども、内容につきましては今回波伝谷地区での被災をまぬがれた建物への合併処理浄化槽への切りかえ、その補償部分に係る一般会計の繰り出しということで320万円ほど計上させていただきました。

16ページをお開きいただきます。

4目観光振興費で負担金、補助及び交付金で400万円計上してございます。観光振興対策事業費補助金でございますけれども、これは夏祭り開催経費の補助金ということで前年度同額で計上させていただきました。志津川地区250万円、歌津地区150万円でございます。

7目の震災等緊急雇用対策事業費と8目の生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業費につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり予算の組み替えを基本的に行ってございます。

次に、19ページに飛んでいただきます。

9款教育費の4項社会教育費、文化財保護費で13の委託料で179万円計上してございます。文化財保存修復等業務委託料でございますけれども、今回荒沢神社の太郎坊杉の樹勢回復、それと歳入の雑入でご説明申し上げましたが、入谷御休場の一本松の樹勢回復をこの経費で行う予定でございます。5目の障害学習推進費につきましては、戸倉小学校区の放課後子ども教室の運営経費を計上してございます。

次に、5項の保健体育費の社会教育施設費でございますけれども、工事請負費で2,100万円計上してございます。特に、総合体育館、平成の森の、これは単独の工事になりますけれども、災害復旧の工事の施工時に確認された箇所につきまして、単独で今回追加する内容でございます。

20ページをお開きいただきます。

10款の災害復旧費1項の厚生労働施設災害復旧費、民生施設災害復旧でございますけれども、この内容9節から14節につきましては、公立病院とケアセンターの施設整備に係る経常的な経費の補正でございますけれども、特に13節の委託料の100万円につきましては、説明欄に熟

源選定調査業務委託料でございます。これは、ケアセンター等の施設整備に当たりまして、その熱源について今後は電気、ガス、重油等の災害時対応を含めた一番どれがマッチングするのかということも検討しながら、あわせて再生可能エネルギーの導入について調査するものでございます。

10款の2項農林水産業施設災害復旧費の漁港施設災害復旧費、今回9億1,200万円ほど計上してございます。15節の工事請負費で債務負担で設定いたしました19億円の今年度施行分として9億円計上してございますけれども、この工事の内容につきましては、最後に議案関係参考資料がございますのでこれで説明させていただきます。

次に、22ページをお開きいただきます。

復興費に入ります。

まず、復興管理費でございますけれども、今回700万円ほど計上してございますけれども、そのうち560万円ほどがこのたびの津波復興拠点施設整備事業の志津川東地区が着工を迎えるということで、その着工式の経費を計上してございます。4目の被災者住宅再建支援事業費、今回新しい目で6億5,000万円計上させていただきました。予算のこの部分は1つの目玉になろうかと考えてございます。説明欄に東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業費補助金として計上してございます。歳入でもご説明申し上げましたけれども、6月5日開催の特別委員会で被災者の住宅再建に係る町独自支援、この第2次ということで新しい制度を1から10まで創設した内容でご説明申し上げました。町外で再建された方に対するがけ近の遡及適用とか、また自己資金で再建または修繕をなさった方への助成制度ということで、最大50万円から300万円の範囲内の支援措置を今回考えてございますけれども、全体の町単独支援につきましては、総事業費で第1次、第2次合わせて19億5,000万円になります。そのうち2次分の総事業費につきましては、最大で14億円ほど見込んでおります。対象者を800名ほど見込んでございますけれども、今回の補正では25年度中の見込みといたしまして利用者を400名ほど、助成額を6億5,000万円で見込み計上させていただきました。

12款3項の復興衛生費に低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業費と水道給水装置設置事業費、1目、2目でございますけれども、これは第1次で設定させていただきました町独自支援につきまして、この財源を一般財源ではなくて地域復興基金からの財源にしようということで、財源組み替えをしたものでございます。

続いて、5項の復興土木費でございます。2目の災害公営住宅整備事業につきましては、特に22節補償、補填及び賠償金で公営住宅の立木等保障費に74万円でございます。これを計上

してございます。説明欄が立木等となってございますけれども、今回入谷桜沢災害公営住宅に係る移転補償としてN T Tと電力の柱を移転しなければいけないものですから、この経費を計上してございます。次に、4目の津波復興拠点整備事業費、今回町長の説明でございましたとおり第5次の復興交付金の事業で決定いたしました志津川中央地区17.4ヘクタールの整備事業ということで計上させていただいてございます。予算的には全体事業費の大体40%を本年度施工として見込み形上させていただきました。13節、22節いずれもその関係でございます。失礼しました。志津川中央地区でございます。22節の補償、補填及び賠償金の4,000万円につきましては、今回志津川の東地区でございますけれども、東地区の造成工事に伴うのぞみ福祉作業所が東地区にございますので、その移転補償として計上させていただいてございます。

24ページをお開きいただきます。

都市再生区画整理事業費として20億5,000万円計上させていただきました。これは、志津川浸水市街化地域になりますけれども、60ヘクタールの区画整理事業に関する全体事業費が37億6,000万円の事業費に対する大体前払い相当額を今回計上させていただいております。内容は特に区画整理に伴う道路の築造工事等を進めなければいけないので、その辺の経費を今回13委託料の中に盛り込んでございます。公有財産購入費の4億1,000万円につきましては、全体では3ヘクタールほどの用地の購入を予定してございます。当初予算で2億円計上してございますので、今回全体では6億1,000万円の内容でございますので、不足分の4億1,000万円を計上させていただきました。特に内容につきましては、公共用地の確保の観点からこの財源で使うわけでございますけれども、防集の取得で対応できない土地につきまして区画整理の減歩対策として今回用地購入をするものでございます。

6目の防災集団移転促進事業費につきましては、内容が志津川中央地区の埋蔵文化財の発掘に係る経費として特に経常的な経費を今回計上させていただきました。普通旅費1,000万円と高額でございますけれども、これは調査に当たり県と学識経験者の招聘をしなければいけないということもありまして、必要経費を計上させていただいてございます。また、13の委託料で登記等業務委託料7,000万円減額してございますけれども、これは基幹事業費から効果促進事業費へ予算の組み替えをしてございますので、同額が効果促進の11目に計上させていただいてございます。

12款7目の復興効果促進費の最後、12目の市街地整備事業予定地区の瓦れき除去撤去事業費でございます。委託料として3億3,200万円計上させていただきました。内容でございますけ

れども、市街地土地区画整理区域内の地下の埋設物、浄化槽等の埋設物の撤去、この経費を今年度中の見込みとして3億3,200万円計上させていただきました。

では、最後に議案関係参考資料の13ページをお開きください。

今回予算に計上している公共工事の概要として、250万円以上の工事費についてそれぞれ計上してございます。それぞれの工事費の概要の金額を申し上げます。まず、1番の総合体育館修繕工事1,000万円でございます。総合体育館受電設備真空管遮断更新工事400万円でございます。平成の森修繕工事500万円でございます。4の1から4の10までは全体で9億円の漁港の災害復旧工事でございますけれども、内訳の概算工事費は田の浦が7,000万円、石浜が2,000万円、ばなな漁港2億3,000万円、館浜9,000万円、寄木4,000万円、葦の浜8,000万円、清水8,000万円、荒砥3,000万円、平磯2億1,000万円、寺浜5,000万円、合わせますと9億円、10港の整備になります。最後、名足小学校災害復旧工事につきましては、単独工事として1,000万円計上してございます。

以上、細部説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 歳出21ページの災害復旧費で10款、名足小学校の関係が計上されておりますけれども、名足小学校の現在復旧工事が行われているわけですが、その進捗状況が予定どおりなのかどうか。それから、関連になりますけれども、備品等にも1,400万円、工事の内容、この件などは説明あったのかわかりませんが、もう一度、名足小学校関係、生徒数、それらの内容についてご説明を願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 私のほうから2点ほどお答えをさせていただきたいと思います。

災害復旧工事の状況でございますけれども、秋の開校を目指してほぼ計画どおり今のところ進んでいるという状況でございます。

それから、今回工事費の補正計上をさせていただきました部分につきましては、災害復旧事業の対象外であるという部分、5つございまして、その関係予算を提案させていただいたという状況でございます。1つ目が受電施設の中にコンデンサーがございますけれども、その附属部品、それからカーテン、各教室に給油配管のつけかえ、それからトイレ等の衛生器具

の交換、それからLANシステムの再設置という5つの工事で合わせまして1,000万円という内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 名足小学校の児童数の状況ですけれども、今年度の児童数、5月1日現在で64人となっております。

それから備品ですけれども、今回1,400万円を追加したわけなんですけど、当初予算で2,600万円ほど計上しておりましたけれども、その備品の2,600万円のうち1,400万円分を戸倉小学校の造成設計費の13節の委託料に流用したということでその部分、流用した金額を今回1,400万円を追加をしたんですが、備品としての購入計画額2,600万円については変更はございません。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 復旧工事は計画どおりの工事期間中に終了するという事です。何せこういう時節柄、先日もいろいろありましたが、工事が非常におくれていると。そんな状態の中であえて伺いをしたわけでありませう。計画どおり進めて、これは学校設立、重要な、大事な施設ですね。64人という生徒数、非常に少なくなったなと考えているわけですけれども、そのような中で100人でも200人でも同じような設備が必要なものがあるんだらうなと考えて、生徒数が少なければ少ない設備、備品等機とかそういうのは全くそれなりでいいんだらうけれども、他のものはやはりそれなりに設備が必要だらうと思います。完全な完璧な施設整備をして、児童が安心して勉強できればなという思いから質問をいたしておるわけでございます。

名足小学校においては、どこの町でもどこの学校でも同じでしょうけれども、児童数が減っております。そのような中でこれも関連になりますけれども、給食関係を請け負っている業者さんなどもかなり生徒数が減ってきて大変だというわけですが、それらについては十分業者の安定経営ができるようなそういうような話し合いといたしますか、そういうことのないようになっておると思いますが、その辺は生徒数が減少することに沿って対応するということでしょうか。その辺です。これは関連ですけれども、それらについて業者の関係ですね。学校給食の。それらをちょっと説明できればと思います。質問の内容わかりませんか。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 給食の食材の購入ということになるんでしょうか。給食、主に主食となる米とかパンにつきましては、学校給食会というところから一括して購入しておるんですが、その米等についてはJAの方から一括納めてもらう形になっております。その他

の食材については、いろいろさまざま業者の方々から納めていただいておりますけれども、その中には一部町内の方もおりますけれども、当然児童生徒数が減れば全体量が減るわけですから、業者の利益というかそういったものにも影響するかとは思いますが、そういう状況でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 2つばかりお聞きいたしたいと思います。

1つ、歳入の部で10ページの地方交付税の中で先ほど細部説明の中で11億8,840万円ですか、補正で計上されておるわけですが、この充当する分がつまり中央地区の区画整理に使うんだというお話だったんですけども、この区画整理というのを少し詳しくお願いしたいなど。造成なのか造成後の区画整理なのか、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

それから、収入で聞いたらいいか支出で聞いたらいいか、同じく10ページの県補助金の中に4項目に農林水産業費県補助金とありまして1,150万円が主にリアスの森の松くい虫の伐倒駆除に使うんだというお話でしたけれども、これと関連して支出になろうかと思っておりますけれども、15ページの農林水産業費2項13節委託料に850万円計上されてありますけれども、この辺をお願いしたいと。

それから、もう1つは12ページ、収入の中で6節教育雑入費、入谷の一本松という通称おやしぼと言っているんですけども、あのことを指しているのかどうか、この辺ももう少し詳しくお願いしたいなど。3点。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 私から区画整理の件でご説明させていただきます。

まず、区画整理につきましては、対象の面積が60.2ヘクタール、この60.2ヘクタールの中に平均で約4メートル程度の盛り土、薄いところでは2メートル、最大のところでは10メートルというところもあるんですけども、平均で4メートル程度の盛り土をしていく計画です。盛り土量といたしましては、現時点で約300万立米ほどの土が必要となっております。費用のほうなんですけれども、この300万立米の土を盛っていくというお金につきましては、高台のそれぞれ3地区、東、中央、西地区の造成で出る土を低地部に持ってくるということになっておりますので、この区画整理事業のお金の中には造成費用というんですか、かさ上げする費用は入っておりません。今回計上させていただいている費用につきましては、区画整理後の街区道路だったり道路の舗装だったり、その前段となる土は持ってくるんですけども、一部締め固めをしなければならぬとか、そういった費用として区画整理事業の工事費として計

上させていただいています。そのうちのおおむね前払い相当額ということで15億円相当のお金を今回補正計上としてさせていただいているところであります。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 10ページの森林整備加速化・林業再生事業補助金とそれから15ページの森林病虫害防除事業委託料につきましてご説明をさせていただきます。

当初予算におきまして300万円、森林病虫害防除の委託料として計上しておりました。その後、県の加速化事業の補助金が確定いたしまして1,150万円の枠の交付がございましたので、今回850万円を追加し1,150万円とさせていただいたところでございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 宮城県の緑化推進委員会からの補助ということで、入谷の中の町の御休場一本松でございます。入谷の八幡神社の例祭のときにみこしの渡御先ということでそこで行って、県の文化財指定である打囃子もそこで奉納するところでございますが、歳出でも出てきますが、150万円ほどかけて一部枯死した枝とか樹勢が弱まっているので樹勢回復の治療を行うということでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまの説明でそうかなと思ったんですけども、区画整理分は盛り土にする分の経費という理解をしてよろしいでございませうか。盛り土整備、それに道路舗装も含まるんだということですか。その辺、いまちょっとわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

それと、その850万円、つまり伐倒駆除に使うんだと、220本ばかりあるんだという先ほどの総務課長の説明でございましたけれども、どうなんです。850万円もかけて伐倒駆除をするんだというよりも、毎年毎年こういう繰り返しをするのでなくて、例えばきのう一般質問でやった資源に活用するとか、あるいは用材に、松くいがこの後侵食される範囲が拡大していくと思うんですよね。伐倒駆除してもそれを柵に重ねて覆いをかけて駆除している状況が四方八方に見受けられているんだけれども、そういうことよりももし松くいに若干でも侵食されて枯れていく状況が見受けられるという判断の中で、これを生木のままで売ったら、あるいはこの経費を買い上げるのに使ったら、松売ったって何ぼにもならないんだという隣家の人たちに相当な支援になるんだけれども、そういう考えにならないのか。あくまでも侵食され枯れていく松の分を松くい虫の駆除をするのだということで薬剤を投入して駆除しなければならぬのか。その辺のことを少し聞かせてもらいたいと思ひます。

それから、一本松、非常に地域にとっても町にとっても伝承活動の中では欠かせない文化財的な松だろうというふうに思います。そういう意味合いではそういうことに配慮していただいたということは非常にありがたい話でございます。これは了解いたしました。

この2点だけいまして詳しくお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） では、区画整理事業の盛り土についてなんですけれども、まず盛り土の費用につきましては、区画整理事業の事業費には入っておりません。これは、高台3地区、東地区、中央地区、西地区で造成される残土が出ます。それが今の時点で約300万立米ほど出るという試算をしています。いずれ高いところで残土が出ますので、これをどこかに運ばなければならない。わざわざお金をかけて遠くに運ぶよりも、たまたま低地部で1キロ程度のところでたまたま町の事業、区画整理事業というのがありましたので、そちらに場外搬出して土を有効に利用しましょうということで、費用としては高台の残土処理というか場外搬出土として高台の造成のほうで計上されていることとなります。今回の区画整理は高台からただ持ってきただけではあくまでも下に残土を置くということの公費までしか見れないので、将来造成して商業地だったり道路になるので、その締め固め代であったり、最終的には仮設道路だったり区画道路だったりという費用が区画整理事業の中に入っているということでもあります。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 松くい虫の松材の有効活用もできないのかということでございます。松くい、葉っぱが少し変色してきたぐらいのタイミングですぐ出して用材で販売するとかということがもしできるかどうかという部分につきましては、なかなかやはり難しいかと。間伐で出していくこととなりますので、そうなればやはり搬出経費のほうが非常に大きくなりますので、採算面では合わないということと、もう1つは補助事業100%の事業で伐倒駆除するという意味は、ほかの材木への松くい虫の転移を防ぐという目的での補助事業でございますので、材としての利用という部分はなかなか現実的には難しいのではないのかと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 地方交付税の中のただいま詳細にご説明いただきましたことわかりました。ぜひ、そういう経費を幾らかでも節減する手法といたしますか、非常によろしいかと思っております。つまり、高台の残土を盛り土してそこを整備していくんだというご説明でございま

したので、この辺は造成なり区画整理のストーリーを考えた場合に非常に効率的な計画でなかろうかと思います。了解いたしました。

それと、ただいまの今度松くい虫の駆除伐倒でございますけれども、なるほど補助の趣旨、そういったものもわからないわけではないわけですが、どうですか。駆除ただけで食いとめることができるかどうかということなんです。これだけの金をかけて駆除ただけで侵食の拡大を防ぐことができるか。これは今までやってきた例からすると、これは無理ですよ。きのうもお話ししましたけれども、相当ことは侵食している、つまり松が変色、枝が枯れている状態が、登米郡のほうも考えますと登米郡の水界峠から向こうなどは道路を通っていてひどいものです。さらに、町内にもそうした形状が見られるんだけれども、あるいはひころの里等々にも見られるんだけれども、それで防げないと思うんですよ。防げないからこういう補助事業を利用して、利用されるべきものは利用するようにしたほうがいいんじゃないかと。あるいは、リアスの森は当然いろいろな植物が植えてあるから今のうちにかえて皆切ったほうがいいとは思いますが、防げない状態にあるときに従来の方式でやった場合には金ばかりかけて効果が生まれてこない。むしろ、あの虫の薬剤駆除できない部分が繁殖のもとをつくっているような状態も言われているんですよ。そういうときに、ぜひこれはその方法を考えるべきだと。それから、山林火災がもし発生した場合には、これに燃え移ったらなかなか消えがたいという情報も入っているんですよ。そういうときに二重三重の災害が予想されるとするならば、これは考えて松の全伐していくとかということにできないかどうかということのなになんだけれども。むしろ山に置かない方法、そういうことができないかどうか。どうですかね。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 議員さんご指摘のとおり食いとめるという部分におきましては、国内いろいろなところでの努力はされているようですけれども、完全に食いとめられている事例はないようです。そういった意味では、少しでもそれを抑制しながら森林経営ができるようにという国策の中で、現在伐倒駆除と樹幹注入、それから空中防除による方法と3種類によって行われているところでありまして。一方で、新しく対抗性の松を研究してそれを植栽するなどの方法はとられつつありますが、やはり絶対量においてそれは十分に行き届いているわけではありませんので、とりあえずできる方法の中で努力をするという中で、国策から補助事業を有効に町としては活用させていただくということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 補正内容について総務課長から細部説明があったわけですが、復興費の中の21ページから22ページにかけて復興管理費があるわけですが、額が小さいから説明がなかったのかどうか分かりませんが、今までないような字句が出ております。22ページの世帯分離等審査委員会委員の謝金というもの、どういう仕組みでどういう内容なのか。内容的なもの。

それから、復興土木費の中でも8節の報償費に公募型買い取り云々と、それからその下段の災害公営住宅整備検討委員の謝金というものが報償費関係ですが、額は小さいですが、そういう仕組みというか内容的なものをもっと詳しく説明いただきます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、最初に22ページの上段になります。世帯分離等審査委員会の委員の関係ですが、次の住まいを求める際の選択肢といたしまして個別移転、あるいは災害公営住宅、防災集団移転への参加という仕組みが現在構築されておりますが、被災当初どうしても1つの世帯という中で罹災証明をいただいていた方がありますが、そういった中でもその後の家庭環境の変化あるいは諸般の事情によって、どうしても世帯を分離して片方は災害公営、片方は防災集団移転への参加といったような事案が現在も問い合わせ等も来てございます。そういった部分を事業上は社会通念上認められるものについては、そういった分離をして資格を与えるということになっておりますので、それは行政サイドだけではなくいろいろな多方面の学識あるいはそういった委員さんの意見を踏まえて決定していくというための委員会でございます。

次に、23ページになりますが、公募型買い取り災害公営住宅整備事業の関係でございます。これにつきましては、前回の臨時議会の際に柘沢地区の災害公営住宅20戸につきまして、民間の事業者による公募型の買い取り方式ということで作業を進めているというお話をさせていただきましたが、その事業者の選定に当たっての学識経験者の謝金ということでございます。具体的に申し上げます、大学の先生に依頼をしているというところでございます。

あともう1つ、災害公営住宅整備検討会委員謝金ということでございますけれども、災害公営住宅のこれまでの経過については議員もご承知のことかと思いますが、町といたしまして災害公営の戸数あるいは整備の内容について、これまで整備計画というものを策定して進めてきました。今後は、詳細の設計段階に入っていく団地が多々、多くなってきます。そういった中で、入居のあり方あるいはペットの共生のあり方、いろいろな多様なニーズ、コレク

ティブハウジングを含めてなんですが、多様なニーズに対してどう反映していくかといったものを学識の委員さんも踏まえて検討していくという場で、その謝金を計上させていただいたというものでございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 大体わかったわけでございますけれども、22ページの世帯分離でございますけれども、課長おっしゃるようないろいろな今の生活実態というものがあるから、そういうものを当然分散して発行しなければならないという観点はわかる。行政だけでなくいわゆるこの委員会というものを構成するようでございますが、どういうメンバーというか想定しておるのか、もう少し内容的に詳しく。

それから、公募型災害公営住宅に係る部分につきましても、例えば行政外ということになるんでしょうけれども、その委員のあり方でございますけれども、例えば災害公営住宅入居者、入居を希望している方をいわゆるメンバーに加えるとかそういうメンバーのあり方というのはどういうふうに検討しておるのか。その辺、もうちょっと詳しく。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 世帯分離の関係の委員さんでございますが、行政区長、行政連絡協議会の代表者あるいは社会福祉協議会の代表者、民生委員の代表者と、それに町の福祉関係でありますとかそういった部局の担当課長で構成をしております。

もう1つ公募型の買い取りの委員に入居者の視点ということでございますが、業者提案をどう読み切れるかという部分がございます。どうしても平面図だけの考えじゃなく周辺住宅とのコミュニティーの関係あるいは構造上の問題、そういった専門的な部分まで若干踏み込まざるを得ないような審査になりますので、なかなか難しいものだという観点では持っております。ただ、町としても客観性を持たせるために民間委員のほかに専門的なUR都市機構の専門であるとか、あとは庁内の関係課長で構成して多角的に多面的に審査をするというものでございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 大体わかったわけでございますけれども、特に災害公営住宅でございますけれども、専門委員というか学識経験者、そういう方々の構成のようでございますけれども、やはり生活するのはいわゆる被災住民ということでございますので、その辺も考慮して検討委員会にはそういう人材もメンバーに入れるとか工夫が必要ではないかと私は思います。

以上で終わります。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと説明の不足もございますが、あくまでも災害公営住宅整備事業の事業者の選定委員会につきまして事業者の選定の観点、もう1つ下に整備検討会の委員につきましては、今議員ご指摘のような視点でこういったコミュニティー形成をしていくとか、集会所のあり方でありますとか、そういったものの意見を反映させるための検討会でありますことをつけ加えさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番山内昇一君

○5番（山内昇一君） 私も1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

19ページの13節委託料で文化財の関係なんですけど、この辺、先ほどの細部説明によりますと一本松とそれから太郎坊杉、補修といいますかそういったことのようなのですが、こういった具体的に作業というか内容なのか、その辺1点だけお願いします。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 一本松は樹勢を判断するのに新しい芽がどの程度伸びたかというのが1つの判断材料でして、本当に2センチ弱ぐらいしか伸びていないのでかなり樹勢が弱っているということで、その根の近辺を全部30センチぐらいの深さで上土をとって、何かあそこはいろいろ碎石とか車もとめたりすることもあるって、根が圧迫されてそれによって松が弱っていると。松の根は正面のほうまで出てくるので、かなりダメージが上のほうから圧力をかけると弱るということで、30センチぐらい上土全部とりまして、その肥料分とかあるいは粉炭なんかを入れて、土の間隙をあけたりあるいは栄養分を混ぜながらもう一度埋め戻すという作業をして、そしてあそこの中に工程的なやつではないですけども、取り外しできるような柵を回して入れないような感じの柵も必要ではないかというような話を聞いております。

太郎坊につきましては、2年間やりましたので大丈夫だとは思いますが、半分は完全に枯死しているような状態なので、もう一度それも樹勢を回復するための治療分とかバックタイシーとかそんな形で樹勢を回復させるための処理をするという。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君

○5番（山内昇一君） 早速こういった事業をやらせてもらって、むしろ少し遅かったのかなと思いますが、そういった細かい作業までやらせてもらえるということで大変よかったなと思います。とりあえず、今後の経過といたしますかそういったことも後々お聞きしたいなと思いますが、一本松はそういった柵を回すということは私も思っていたんですが、お祭り当日とかにはどうしても邪魔にならないような最小限の囲いといったことも考慮に入れて、さらに太郎坊杉におきましては、私もまだ正直近くでその後見ていませんが、きょうあたり見られるのかなと思いますが、そういったことで少しでも回復すればいいのかなと思います。とにかく町民と町の大切な財産ですし、観光振興を進めるに当たって有効な地域資源ですので、ぜひその辺、考慮に入れて今後も管理のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 2点ほどお願いいたします。

20ページなんですが、民生施設災害復旧費の中で、12委託料、先ほどの説明ですとケアセンターの熱源選定の調査だというお話でありました。それで、ケアセンターという限定された説明でしたので、病院本体のところはどうなっているのか、その辺をちょっと1点お聞きいたします。

それから、24ページの都市再生区画整備事業、20億円ばかりの大変な事業でして、先ほど前者が歳入のところ聞いて、大体事業内容はわかりました。それで、これは具体的にはどういう場所、志津川の中央区の60ヘクタールの区画整理だということを説明がありましたけれども、どの部分を指しているのか。そして、各世帯に今買い上げ事業が始まっているんですが、そういう点でうまくいっているのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、1点目の熱源の委託料につきまして、私からご説明申し上げます。

先ほど、総務課長の話の中にケアセンターという言葉がございましたが、正確に申しますと病院とケアセンターの熱源対策でございます。それぞれ、冬期には暖房、夏期には冷房ということになりますので、平常時それから非常時も含めてどの組み合わせでやったら一番効率よく、それから維持コストもかからないかという点を調査するというところでございます。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 区画整理のどの部分のところへ対する事業費かというこ

となんですけれども、まずは27年度早々に先行して町開きエリアだったりとか、大森地区の水産業の造成というところをまず優先して持っていくという計画でおりますので、まずその辺の地区に対する締め固め費用だったり仮設道路だったりということで、具体的にこの場所という特にはないんですけれども、あくまでも60.2ヘクタール全体を工程を見ながら、事業の進捗を見ながら工事を進めていかなければなりませんので、それに対する所要額ということで計上させていただいております。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤 孝志君） 市街地の買い上げ状況ということのお話がありましたので、私から今現在の買い取り状況についてご説明をしたいと思います。

市街地分につきましては、おおむね買い取りをしていただきたいという部分につきましては30%程度の契約を交わしておる状況であります。それから、買い取りの申し出をしているうちには買い取りできるものとできないものの2通りがありますが、買い取りができるものに対する割合としては、ほぼ43%ほどの契約状況となっております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君

○10番（大瀧りう子君） 先ほどの熱源の問題なんですが、私、ケアセンターだけの説明だったので病院は入らないのかなとちょっと不思議に思っておりました。そうすると、病院とケアセンターを一体にした熱源の問題なんですね。そして、再生可能エネルギーを大体使いたいと、そういう点で今検討するんだ、調査するんだというお話でしたが、緊急時とか停電のときとかそういうときにも対応するようにすると思うんですが、その辺の具体的に今からだと思うんですが、なるべく多く対応できるようなことになるのかなと思うんですが、その辺をもう一度お願いいたします。

それから、24ページの再生都市計画のところなんですが、今の説明ですと先行していろいろ大森地区それから十日町、五日町のところで先行してやるというお話でした。問題は、今買い取りのこともお聞きしましたが、果たして住民の方たちが先行する部分について納得しながら買い取りを了解しているのかなという、ちょっとその辺も私聞きましたので、その辺は了解してもらっているのか。区画整理のところには支障がないのかどうか。その辺をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、住民の皆様への周知と理解度ということなんですけれども、まず区画整理の事業といたしましてこの9月から10月という秋に事業認可という

ものをとる予定であります。この事業認可をとるに当たって、まず関係地権者さん、住民の皆様方に説明会というものを開かせていただく予定でありますので、この説明会を7月下旬から遅くてもお盆前までには開催して、区画整理とはそもそもどういったものなのかということと今後の事業展開等、詳しく説明させていただく予定であります。

現状なんですけれども、まずこの東地区からまずは土がこの秋以降搬出されて区画整理の低地部に置かなければならないんですけれども、まず土を置かせてもらえないでしょうかと。要は、かさ上げなりにご協力していただけないでしょうかという起工承諾を5月以降とっておりまして、現時点でおおむね9割の方々からご承諾をいただいております。決して、起工承諾の中で事業に賛成しますかという聞き方はしていないので、事業に9割の方が皆賛成しているのかと言われればそこは答えられないんですけれども、基本的には区画整理でかさ上げするのに必要な盛り土、高台から出る搬出土を置かせていただけないでしょうかという起工承諾に対しまして、9割の方々からのご了解をいただいているので、おおむね事業に対しての理解は得られているのかなと認識しております。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 熱源でございますけれども、冷房につきましては各病棟に家庭用のエアコンを設置して、スイッチのオンオフにつきましてはナースステーションで操作すると今考えております。一方、暖房につきましては、基本的には集中暖房ということでボイラーで湯を沸かし、そして各病棟、各部屋にお湯を提供してラジエーターで暖房するという考えでございます。そのエネルギー源として現在考えられますのが、ガスであったり電気であったり化石燃料であったりと、それかバイオエネルギーでございますけれども、そういう形でただ1つのものに頼りますと、万が一の場合、代替がきかないということもございますので、その組み合わせの中で平常時も含めてどれが一番組み合わせとして適当であるかということ进行调查したいということでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君

○10番（大瀧りう子君） 熱源については、そのうちまたいろいろ出てくるでしょうから、そのときもう一度詳しく聞きたいと思います。

都市再生区画のところなんですけど、実は今既に仮設で店舗、仕事をしている方たちおりますよね。その方たちがそこを立ち退いてほしいと、そういう話もされたという話を聞いているので、住民の方たちがきちっと納得したのかなと、事業に差し障りのない整備というかこの事業を展開するのかなと。私は、その辺が今ちょっと心配しているんです。それで、住民の

方たちが納得しているのかなということ、再度聞いたわけなんです。今、事業展開しているのに、じゃ、どこへ移ればいいんだということ、そういうところまできちっと面倒を見てくれるのかということまで私言われたものですから、そういう点で今店舗を展開している人たちに対する区画のそこが当てはまるのかどうか、すぐにそこを引き払ってもらわなくてはならないのかどうかその辺も含めて聞きたかったので、もう一度その辺お願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、仮設店舗の件なんですけれども、ご承知のとおり低地部に何店か仮で店舗を構えて営業されている方がおります。我々といたしましては、まず先行的に盛るエリアに仮設店舗が建設されているようなところに対しましては、地権者の方々と今交渉させていただいてまして、秋以降だったりということで土が搬出になるので撤去をお願いしますということで交渉させていただいています。今、私が認識している中では、事業に納得いかないで動かないとかそういったことは決してなくて、このまま営業をどこかでやりたいので代替地的なもの、適当というんですか、きちんといいところがないですかということでご相談をされていまして、町としてもどこかいいところはないかですとか、水道もすぐ引けたりとか、電気もすぐ引けたりというどこかないかということで今一緒に探して鋭意交渉しているので、決して仮設店舗の方から理解を得られていないということはないと認識しております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 2点お願いしたいと思います。

ただいまの課長の説明ですと、市街地の整備、その辺は大体理解はできているんですが、今回の予算の中の25ページの12款12目、瓦れき除去のこの部分なんです、先ほどの課長の説明ですと、土地の地下部分の埋設物の撤去ということで、この間一般質問の中で町長の説明に十日町、五日町そして大森地区を重点的にいち早くかさ上げをするんだと。その後の質問者の中で本浜地区もという話が出ました。そういった状況の中で、私の地区でも大体100戸ぐらいあるんですけれども、2戸ぐらいがその同意を得ていないと。その埋設物の確認を終わらなければ、その地区のかさ上げはできないと思うんですが、この4地区に当たってはどれぐらいの許可をいただいているのか。先ほどの説明ですと、9割方はいただいているという話なんです、10%でも許可をいただけないとなかなかそこに土を持っていけないという現実があるのでその対応と、今幾らぐらいの状況、早く推進したいという町長の考えの部分ですね。

今回の補正予算には水道の補助そしてがけ近の補助、がけ近に関しては新聞報道でもがけ近の補助を受けた方の半分が町外への移転をしたということも載っていました。そういった中で、住民が再建をどんどん進めているんですが、昨日なんですけどそういった再建を進めている事業者の方が電話をくれて、きのう民宿組合の会議があったと。その中で、J R 東日本で復興観光ホテルを建てたいと、その説明会があったと聞きました。この辺、町のほうでどのぐらいこの事業にかかわっているのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、埋設物の撤去に関してなんですけれども、議員おっしゃるとおり現時点で1割程度と、町としましてはその方々がどの方々かというのはもう把握しておりまして、非常にケースも限られるので今鋭意個別に交渉に当たっている状況です。交渉すればするほど理解は得ていただいている、現時点でおおむね間もなく100%というのはちょっと言い過ぎですけども、おおむね埋設物の撤去、瓦れきの撤去については了解を得られるという見込みを立てております。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2点目のJ Rのホテル関係ということで、私から説明をさせていただきます。

昨年からJ Rで震災後、何かの形で復興支援にかかわっていきたくと、その1つとして宿泊施設などをこの南三陸にというご相談を受けてございます。現時点では、どこにどういう規模ということではなくて、例えばものをつくるにしてもJ R側が全面的につくるのか、あるいは今回の震災で多くの民宿の方々が自分の事業所を失ったと。もし再建をしたいという民宿の経営者の方がおられれば、その方々を1つにまとめて、そしてその方々に協同利用あるいは個別利用という形でいろいろな組み合わせでご提案をしたいという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 土地の整備に関してなんですけど、今課長が話されたとおりでと思います。誰もそこに土を持っていくことに反対するという方は本当に微々たるものだと思いますが、しかしながらかたくなに嫌だという方もいると思うので、その辺は真摯に説得していけば南三陸町志津川地区の復興ということで理解してくれると思いますので、親切丁寧にその辺は進めてほしいと思います。

今のホテルの件なんですけど、6人ぐらいの方が寄ったという話を聞きました。そして、グループ事業でもって予算を国の支援を受けてもう建てて始まっているという方がやっぱり何者

かおられて、その人たちが今工事をやっていて年内とか進めているという状況の中で、やっぱりそういった大型ホテルが出てしまうと、今ホテルの需要というのは建設関係の労務者そして観光客が主体だと思えますけれども、それを当て込んで建設しているのに、そういった大きい会社さんが来てやったら影響がないのかということが一番心配しています。その辺は、影響が出ないような対策として町ではどのような方向で考えているのか、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほど申しあげましたように具体的な部分はまだできておりません。もちろんJR側もそういった既存のホテルそれから民宿さん、グループ補助で再建をされた方もいらっしゃいますので、そういった方々への影響がないようにと。ただ、一方ではこちらへ工事関係とか観光とかそういったところでやはり宿泊をするところが少ないという今、今の状況もございますので、当該者としてはできるだけ早く素案をまとめてご支援をしたいということでございますので、各論について詰める段階になれば既存の宿泊業者への影響といったものについては、しっかりと考えながら検討するということになるかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、民宿のグループ事業で歌津がたしか1件、袖浜も1件、戸倉地区に3件、これが今進んでいて、やっぱりそういった訪れてくれるというか、民宿を利用している方を当て込んだ事業展開だと思います。そして、きのう説明を受けた方の言葉に私驚いたんですが、もうそのホテルの建設は決定だと。そういった話も聞いたので、えっ、今までそういった話聞いたことないのに、そこまで進んでいるのかと私も思いましたけれども、今企画課長の説明ですと、まだそこまで場所も含めて建設に当たっても進んでいないと、これから煮詰めていくという話でした。

その内容で私がこの辺はいいなと思ったのは、まだグループ事業に申請なさっていないくて、民宿をどうしようか考えている方がぜひこの事業いいなと、今思案されているそうです。ですから、そういったこれからやろうとする民宿の方、そしてグループ事業に参加されなかった皆さんのことも考えながら、規模、場所、全てを加味したような形で行政がここにかかわることはいいと思います。気仙沼地区でも大きなホテルが建ち、この近辺でも古川とか大きなホテルが建ち、今の被災地の現状を救うために多くの労務者の方が来てくれる、その対策でもって建てました。その多くの需要がなくなった後で福祉施設とかそういったことも考えていますので、いろいろ今だけではなくて今後のことも考えながら、町にはこの事業が本格

化するのであったら真剣に今やっている事業所のことも考えながら、ぜひ進めていいかを皆さんで検討して事業を起こすのでしたら、やっても私はいいかなと思います。とにかく今やろうとしている人たちの足かせにならないような形でできればお願いしたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 21ページの公立学校施設災害復旧費でありまして、先ほどの建設課長、名足小学校の復旧工事の中で5つの工事を町単事業として行うんだと。電気関係の話が出たんですが、震災によってお金というものは補助金として来ないがゆえに町単という事業だと思うんですが、今電気関係を修理といいますかしなければならぬ理由というのはどこにあるのか。もともと復旧をしなければならなかったのかどうなのか、その辺どうなっているんですか。当初で3億9,585万円、この復旧費とってあるんですが、1,000万円という今回の追加予算でありますので。

それから、教育課長、先ほどの下の備品購入の関係で名足小学校の備品費、当初で2,600万円計上、話を聞いていますと戸倉小学校に流用という言葉をちょっと聞いたんですけども、流用した不足分をこの追加という形をとっているのか。名足小学校で使う2,600万円というのは、総額はかわらないで流用したためにまた追加補正という形を今回とったのか。その流用という意味がちょっとどういうことなのか。

それから、市街地の土盛りの関係、実際に震災後、仮設の店舗で営業されている方があるわけですね。土盛りをする、かさ上げをする予定地の中で。先ほど話を聞いていましたら、商売を継続させるために代替地等も考えていると。その代替地というのは、100%そういった希望のある方には対応していくということなんですか。その辺。その希望されている方が希望する土地に行かれるのかどうなのか。それも場所があれば話ですけども。人通りのないところに商店でしようから行ったら商売にならないわけでありますからね。大体同じぐらいの条件のところを皆さん希望すると思うんですけども、その辺の町との対応の仕方です。どのぐらい希望に沿った代替地を用意できるのか。その辺。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 名足小学校の電気関係の工事でございます。現在、校舎の裏にキュービクルがございます。高圧で6,600ボルトで電気を引き込み、それを200ボルトと100ボルトに変換をして使用しているという部分でございます。それで、この部分につきましては幸いに津波の被害等は受けていなくて、今回工事に当たりまして電気保安協会の確認を受けたと。

その際に、そういうご指摘をいただいたということでございまして、ご指摘の内容でござい
ますけれども、東日本電気、電力から来る電気でございますけれども、通常は50ヘルツの波
長の電流をいただいているところでございます。それをいわゆる裸電球とかモーターで使う
分は特に問題はないんですが、最近の電化製品のほとんどが半導体が入っております。この
ために交流の電気を直流に変換をして機器が動いているという状況でございます。このとき
に実は高調波という電流が発生するというところでございまして、それはどういうことかとい
いますと50ヘルツの電気が実は100ヘルツか150ヘルツにかわるというのが言われております。
それで、電気がかわるわけですが、このリアクトルという装置でございまして、これを
つけなくておくとキュービクルの中に入っているコンデンサーがそれを増幅なり拡大
をしてしまうということになるそうでございます。それで、増幅をした場合、ほかの小学校
以外の電気機器に影響が与えられることが想定されるということでございますので、今回再
開するに当たってリアクトルという装置をつけていただきたいという勧告を受けております。

この勧告につきましては、電気事業法の中ではそういう事故が起きないように施設を整備し
なければならないという規定になっておりまして、具体的には高電圧受電施設規定というの
がございまして、その中に書いてあることが高調波電流による障害防止及びコンデンサー回
路の開閉による突入電流抑制のために直列リアクトルを設置すること、これは勧告だとい
うことになってございますので、今回その勧告、方針に従いまして事業を追加するとい
うことになってございます。よって、財政的には大変なんですけれども災害復旧事業対象外と、これまで
なかったものでございますので、施設の機能アップという部分に係るものですから補助対象
外ということで、やむを得ず単費で実施をするということでございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 18備品購入費の予算理由の関係でございますけれども、先ほど教育
総務課長ご説明申し上げましたとおり、予算利用した金額で実質この備品購入費については
予算が減額措置になってございますので、今回1,400万円補正することによって当初の金額の
2,600万円をそのまま確保するといった内容になってございますので、予定どおり名足小学校
の備品については、当初の計画どおりこれから購入してまいるという形になろうかと思いま
す。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 代替地というお話なんですけれども、これは100%代替
地がないと移転していただけないというものではないです。交渉の中でそういった相談を受

けたので、それは自分で探してねというのもなかなか探せないのも町として防集で買い取った土地が近くにないかとか、もともと町有地どこかないかといったところで、町として出せる土地をまず紹介してここでどうでしょうかということで、交渉の中の一環ということでさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 電気関係、難しい言葉をずらっと並べられたって解釈、私もできません。ただ、今できるのは電気保安協会の電気法ということで、それをかえなければならない、かえなさいという勧告がなされたということはわかったわけです。先ほど課長の話ですと、ほかに障害といいますか影響を及ぼすからかえなさいという電気法で改正になって勧告なされたという解釈はしたんですけれども、具体的にどのようなおそれがあるといいますか、被害を及ぼすかということが1つと、それからたまたま今回名足小学校がそういう対象になっていると、古い形のキュービクルが全てそうだとするのであれば、我が町の公共施設の中でそういった古い形のキュービクルといいますか電気の設備、どれぐらいあるのか。それは直さなくてもいいのかどうなのか。その辺どういう考えなのか。

それから、これは流用ということでいつの時点で減額補正したかちょっと記憶に今ないんですけれども、こう見るととにかく名足小学校にばかり2,600万円当初とって、また1,400万円だと4,000万円使ったのかと。どこを戸倉小学校に使ったのか出てこないわけですね。この記載方法はこれでいいかと思うんですけれども、名足小学校に随分使うなという見方をされては困ると。内容をよくわかっていないと。その辺だったんです。

それから、できるだけ代替地を希望する話があったからどうですかという話になるでしょうけれども、やはり皆さん切実な思いで今商売それから移転も考えているかと思うので、極力希望に沿った場所にぜひ移転してもらいたいような町としての対応をしていただきたいと思います。

では、その電気の何ヘルツだかわからないけれども。

○議長（後藤清喜君） ちょっと待ってください。

間もなく昼食のための時間となりますけれども、全議案終了するまで続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。

では、建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） どういう被害が想定されるかということでございますが、例えば今回名足小学校の範囲がちょっとよくわからないんですが、近くに同じような大きく電力を使う方がいらっしやって、その施設が今言われているリアクトルという装置をつけたキュービクルがあったとしたときに、今言われていますリアクトル自身が熱を持って最悪の場合、火災が起きるといわれる方を記載されております。ただ、一般家庭にどういうあれかというのはまだ具体的なことが示されておられませんので、今言われているのがそういう近くにある、近くというのがどのぐらいの距離だかわかりませんが、一定の範囲内にある施設に影響が出るんだということで記載をされているところでございます。

それから、今回の高調波につきましては、高調波抑制対策ガイドラインというものがございまして、それによりますと高調波発生者である需要家が高調電流の流出を抑制するための対策を行うようになっているということでございますので、勧告も当然ございましたし、そういうガイドラインに沿って町とすれば整備をしなければならないと考えております。

それから、2つ目のどのぐらい残っているかということでございますが、大変申しわけありませんが、当時の建設に関する資料等が現在手元にございませんで、具体の数はちょっと申し上げられませんが、いずれ一定の時期に建てた建物についてはそういうことが十分考えられるということでございますので、キュービクルの開閉につきましては我々があけるわけに行きませんので、その辺については電気保安協会の立ち会いのもと現地のものを確認していくという作業になろうかと思っております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今のお話ですと、原因ですね、例えば今名足小学校のところを直すと。名足小学校が火災が発生するのではなく、それ以外の近場、距離はわからないと。周りのそういった対応をしている設備のところは熱を帯びて火災になるおそれがあるという話なんです。そうしますと、原因者といいますか責任はどうなりますかね。例えば、そういう事故が起きた場合、名足小学校が責任を問われるのか。まだそこまで法の罰則ではないけれども、罰の規定はどうなっているのかよくわかりませんが、いずれにしろそういったおそれがあるということになれば、やはり公共施設は全て直さなければならないのではないかと思います。課長に話してもわからないのですが、どなたがいいか。町長、だめ。教育長もなかなか専門家でないだろうし。副町長、そっちばかり見ないで、こっち見て。そういった問題が起きる前に町として対応しなくてはならないということを今言っているんです。予算を町単でやらなければならないことだから、お金も結構かかるんでしょうけれども、

ただそういったおそれがあるということは保安協会からの勧告といえますか、電気法で改正になったんでしょから、その辺、町の対応としてやらなければならないかと思うんですが、その辺のこと。難しい何も要らないから。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、私も改めて建設課長の説明を聞いておまして、大変難しい問題だなと思っております。余り私もその部分について知識ございませんけれども、いずれにしろ当該施設だけでなく他の施設も含めてそういった法改正なりによって、本町の持つ施設によってのいろいろな影響、近隣あるいは当該施設も含めてそういったことがもしあるとすれば、それは早急に調査をしなければならないと思いますし、なお今お話のあった部分については内部でももう少し万が一の場合の対応も含めていろいろ調査、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算流用の形をとらせていただいた関係上、どうしても形式的には予算書の範囲はこのような形で表記するしかないものでございますので、その辺はご理解いただきますようひとつお願いしたいと思いますし、なお予算の流用につきましては、これは町の専決事項でございますけれどもやみくもにできるものではございませんので、今回は4月25日の予算補正後の緊急的な事由ということで対応させていただきましたので、今後はできればきちんとした形で補正予算をとりたい、そんな形で提案してまいりたいとは考えてございます。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第63号平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金、繰越金及び国庫補助金を、歳出においては漁業集落排水事業費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の33ページ、34ページをお開き願います。

まず、歳入ですが、2款国庫支出金1 災害復旧費国庫補助金23万7,000円ですが、平成23年度に応急工事を実施しましたときの補助率が81%から89.7%にかわったことによるその分の補正でございます。

4款繰入金ですが、一般会計繰入金324万5,000円は歳出における不足分を計上したものでございます。

5款繰越金1目繰越金ですが、61万3,000円は決算による額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出ですが、1目の漁業集落排水施設管理費409万5,000円ですが、これは波伝谷地区で唯一残った家屋、ペンションですが、本年度再建するというので、この漁集排から浄化槽への切りかえに係る工事費分を補償するというので計上したものでございます。設置浄化槽は35人槽、漁集排接続以前に使用していた人槽と同じものでございます。県の災害復旧工事が実施されることから、今年度の再建となったものでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第5号 協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書の提出
について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、発議第5号協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 意見書の内容につきましては、ただいま事務局をして朗読説明のとおりでございます。お取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情6の2 南三陸町の災害復興公営住宅におけるコミュニティ再生に配慮した管理体制への陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第6、陳情6の2南三陸町の災害復興公営住宅におけるコミュニティ再生に配慮した管理体制への陳情書を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

陳情6の2については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情6の2については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情6の2を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第7 閉会中の継続調査申出について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会すること

に決定いたしました。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 昼食時間に入りましたので、一言だけ御礼を申し上げたいと思います。

6月18日に開会をいたしまして、きょうまで21日、4日間にわたりまして議員の皆さん方には真剣にご審議を賜りまして、そしてその上全議案ご決定賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

ご案内のとおり、住宅それから産業、各分野の復興事業が着々とスタートしてございます。そういった事業に順調に進捗できるように議員の皆様方と力を携えながら頑張っていきたいと思いますので、今後とも議員の皆さん方のご理解とそしてあわせてご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） ここで、私からも申し上げます。

執行部から復興計画のスケジュールも提出されております。今定例会においても、各議員から計画どおりに工事が進められるよう職員の皆さんにも声をいただきながら、今後議会、執行部とともに両輪のごとくこの復興に一日も早くしたいと思いますので、今後ともご協力をお願いします。

大変ご苦労さまでした。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第6回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時14分 閉会